

山口県報

令和2年
7月10日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一
- 告示
漁業災害補償法第一百五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正(農林水産政策課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 公告
一般競争入札の実施(物品管理課)……………三
- 教委公告
契約の締結……………七
- 雑報
県報の正誤(令和元年六月二十八日山口県規則第二号)……………七



山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年山口県規則第五十五号)の一部を次

のように改正する。

第十五条第一号ハ(中)「第十九条第一号ハ」を「第十九条第一号ト」に改める。
第十九条第一号中ウをキとし、ニからムまでをホからウまでとし、ハの次に次のよう
に加える。

ニ 不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規
定する境界標を設置すること。

第十九条第一号に次のように加える。

ノ 山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第二十四条
第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下単に「認定保護増殖事業等」とい
う。)の実施のために工作物を設置すること。

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は
標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

第十九条第五号に次のように加える。

ヘ 山口県希少野生動植物種保護条例第九条第一項の規定による知事の許可に係る
木竹(同条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。第七号チにお
いて同じ。)であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物種に
係るものを伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十九条第七号チ中「(平成十七年山口県条例第八号)」及び「(同条例第三十条第
二項の規定による協議に係るものを含む。)」を削り、同号中ルをヲとし、ヌをルと
し、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

第二十一条第二号中「ホ」を「ト」に改め、同条第三号に次のように加える。

ホ 山口県希少野生動植物種保護条例第九条第一項の規定による知事の許可に係る
行為(同条例第三十条第二項の規定による協議に係るものを含む。)

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十六条第一号イ及び第三十五条第一号イ中「同号ツ、ラ及びム」を「同号ネ、ム
及びウ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百四十七号

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号ロの規定による区域及び区分の設定に関する告示(平成十五年山口県告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

大井湊区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち秋田市大井湊の地域)	2 / 小型定置網漁業及び主としてはえ縄を使用し、てふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業 / 掲げる漁業以外の漁業
大井湊区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち秋田市大井湊の地域)	2 / 小型定置網漁業、主としてはえ縄を使用し、てふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業及び籠を使用してはいがいをとることを目的とする漁業 / 掲げる漁業以外の漁業

を
に改

山口県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 益田阿武線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	-----	-----------------	------------------	-----

萩市大字上小川西分字原ノ前八三七の一地先から同市同大字字三通田四二五の二地先まで

新	旧
最狭 三・五	最狭 一・八
最広 四・三	最広 五・〇
七四〇・〇	七四〇・〇
道路改良工事の完了による。	

道路の種類 県道
路線名 下関川棚線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市豊浦町大字黒井字伏付六九七の二地先から同市豊浦町大字黒井 同字七六一の二地先まで	新	最狭 一・四	一五二・〇	道路改良工事の完了による
	旧	最狭 一・五	一五二・〇	
	最狭 一・四	最狭 一・五		

山口県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年七月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
益田阿武線	萩市大字上小川西分字原ノ前八三七の一地先から同市同大字字三通田四二五の二地先まで	令和二年七月十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関川棚線	下関市豊浦町大字黒井字伏付六九七の二地先から同市豊浦町大字黒井 同字七六一の二地先まで	令和二年七月十一日



(一五六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

指導者用タブレットパソコン 二千五百台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年三月十九日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校ほか五十九箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札

参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年七月十日から同年八月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和二年八月十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年八月二十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和二年八月二十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。
十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年八月七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出する(一)。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる(一)。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: 2,500 tablet PCs for teachers

(3) Delivery period: March 19, 2021

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School and 61 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 19, 2020 (If brought in person: 10:00 A.M. August 20, 2020)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

学習者用タブレットパソコン 二万三千台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和三年三月十九日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校ほか五十九箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年七月十日から同年八月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていない(一)。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

(三) 山口県会計管理局物品管理課
受領期限

令和二年八月十九日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和二年八月二十日午前十時三十分）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和二年八月二十日午前十時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年八月七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三九六〇）に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: 23,000 tablet PCs for students

(3) Delivery period: March 19, 2021

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School and 61 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 19, 2020 (if brought in person: 10:30 A.M. August 20, 2020)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量
学習者用タブレット端末 八百台

(二) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
令和三年三月十九日

(四) 納入場所
山口県立岩国総合支援学校ほか十二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二

- 号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 令和二年七月十日から同年八月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
令和二年八月十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年八月二十日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
令和二年八月二十日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年八月七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: 800 tablet devices for students
- (3) Delivery period: March 19, 2021
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Special Needs School and 12 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 19, 2020 (if brought in person: 11:00 A.M. August 20, 2020)



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年七月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県立学校通信ネットワーク環境整備業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年六月五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
- 六 落札金額
五億八千三百万円
- 七 入札公告日
令和二年四月二十四日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格



正 誤

令和元年六月二十八日山口県規則第二号（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）

二	ページ		
上	段		
左から 一一	行	誤	正
		宅地造成等規制法施行規則	宅地造成等規制法施行細則

令和二年七月十日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁